

人権ひろば



心のつながりすてきな笑顔 人権意識の高揚に向けて

内閣府が平成19年6月に行なった人権擁護に関する世論調査では、「同和問題について知ったきっかけは何か」の質問に、「家族や近所、職場の人や学校の友だちなどから聞いた」と答えた人が約32%で、「学校の授業で教わった」と答えた人は約20%でした。

人から聞いた話などによって初めて同和問題を知った人が、誤った認識を持たない保障はありません。また、正しい認識を妨げる、※えせ同和行為などに会った人が、間違っと思ひ込みに陥ってしまう場合もあります。

「間違っている、おかしいとは分かっているけど、他の人たちがそうしているからそれでいい」ということは、気付いても無関心を装うことになり、間違いを助長することになります。正しい知識を得て、正しく理解することが大切です。

市では、人権教育・啓発推進計画に基づき、あらゆる部署において、人権意識を高め、理解を深めてもらうための教育啓発活動を行なっています。5月の憲法週間や12月の人権週間においては、市民の皆さんを対象とした講演会の開催や、企業・地域・団体が行う学習会へ講師を派遣するなど、さまざまな形で啓発を進めています。

私たちが一人ひとりが人権意識を高めていくことが、心豊かでいきいきと生活できるまちづくりにつながります。

(人権啓発広報編集委員会)



※えせ同和行為とは…同和問題を口実として企業や行政機関などへ不当な圧力をかけて、高額な書物売りつけるなどの行為

人権標語

(小学6年生の作品)

つくらない 人をみさげる

その気持ち

消費生活相談

80

出会い系サイトで相談に乗ったら、高額料金を払わされた

《相談内容》

無料占いサイトに登録したら、出会い系サイトにも登録されてしまった。ポイントを買ってメールのやり取りをする仕組みであったが、無料ポイントが付いていたので興味本位で送られてきたメールに返信した。すると相手の女性から「利用ポイント料金は後で払うから子育てについて話し相手になって欲しい」と返信が来た。とりあえず利用ポイント料金を立て替えてメールのやり取りを続けた。しかし、利用料も10万円近くなつたので、支払ってもらおうとしたが会えず、連絡先も教えてくれない。どうすればよいか。

《アドバイス》

これは、サイト業者に雇われた者が利用者を装い、有料サービスを利用させるという詐欺のような手口です。これ以上関わらないようにアドバイスをしました。懸賞、占いなどの無料サイトに登録後、迷惑メールが届くことがあります。そのような

メールには返信しないようにしましょう。

利用料金を支払ってしまった後にお金を取り戻すのは大変困難です。しかし、支払い方法やメールの内容によっては減額・返金交渉ができる事例もあります。その場合には、メールの内容や支払い金額が証拠になるので、記録に残しておきましょう。



消費生活センター

☎0848・67・6410

専門の相談員が、消費生活の困り事の解決策を一緒に考えます。
とき 月々金曜日9時～12時、13時～16時

ところ 市役所本庁5階
※電話相談も可能です。

【巡回相談(予約制)】

とき 10日(金)・17日(金)・24日(金) 14時～16時

ところ 本郷・久井・大和支所
申し込み 相談日の前日まで

に、消費生活センターまたは
商工振興課(☎0848・67・6072)へ